

# 深夜営業施設実態調査結果

区分	管内施設数(A)	調査実施施設数(B)	調査実施施設の調査結果				調査率(B/A)	
			青少年の深夜立入の有無		深夜入場禁止掲示の有無			
			有	無	有	無		
令和元年度	カラオケボックス	231	69	0 (0.0%)	69 (100.0%)	62 (89.9%)	7 (10.1%)	29.9%
	漫画喫茶	175	54	1 (1.9%)	53 (98.1%)	42 (77.8%)	12 (22.2%)	30.9%
	インターネットカフェ							
	計	406	123	1 (0.8%)	122 (99.2%)	104 (84.6%)	19 (15.4%)	30.3%
令和2年度	カラオケボックス	230	72	0 (0.0%)	72 (100.0%)	68 (94.4%)	4 (5.6%)	31.3%
	漫画喫茶	174	42	0 (0.0%)	42 (100.0%)	40 (95.2%)	2 (4.8%)	24.1%
	インターネットカフェ							
	計	404	114	0 (0.0%)	114 (100.0%)	108 (94.7%)	6 (5.3%)	28.2%
令和3年度	カラオケボックス	218	79	0 (0.0%)	79 (100.0%)	75 (94.9%)	4 (5.1%)	36.2%
	漫画喫茶	129	49	0 (0.0%)	49 (100.0%)	42 (85.7%)	7 (14.3%)	38.0%
	インターネットカフェ							
	計	347	128	0 (0.0%)	128 (100.0%)	117 (91.4%)	11 (8.6%)	36.9%

- ※ 1 漫画喫茶及びインターネットカフェは、複合店の場合があるため、一括計上  
2 括弧内は、調査実施施設数に占める割合を表示

## 【愛知県青少年保護育成条例(抜粋)】

### (深夜営業施設への入場の禁止等)

第十七条の二 次に掲げる施設において営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜においては、当該施設に青少年を立ち入らせてはならない。

(1) 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱をさせる施設

→ カラオケボックス

(2) 設備を設けて客に主に図書類の閲覧、視聴若しくは聴取又はインターネットの利用を行わせる施設(図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館を除く。)

→ 漫画喫茶・インターネットカフェ

2 前項各号に掲げる施設において営業を営む者は、深夜において当該営業を営む場合は、入場しようとする者の見やすい箇所に、深夜における青少年の入場を禁ずる旨を掲示しなければならない。

## 【愛知県青少年保護育成条例施行規則(抜粋)】

### (深夜営業施設への入場を禁ずる旨の掲示)

第七条の三 条例第17条の2第2項の規定による掲示は、様式第8によつてしなければならない。

#### 様式第8

愛知県青少年保護育成条例により、午後11時から翌日の午前6時までの間は、保護者同伴の場合であっても、18歳未満の方の入場をお断りします。